

協賛物品の取扱い等にかかる特記事項

協賛により無償貸与いただいた賞品等（以下「協賛物品」という。）の使用にあたり、必要な事項を次のとおり定めます。

（協賛物品の安全性）

- ・協賛企業・団体（以下「提供者」という。）は、協賛物品が提供時点において、関連法令・基準に適合し、通常有すべき安全性を欠かず、必要な表示（食品の場合は原材料、アレルギー、賞味・消費期限、保存方法等、日用品の場合は使用上の注意・警告表示等）が適切に付されているものを提供してください。

（協賛物品の取扱義務）

- ・本市は、提供者が指定する保存方法、温度帯、期限管理に従い、合理的な注意をもって保管、運搬、配付を行います。
- ・本市は食料品である協賛物品の開封、再包装、ラベル貼替、加熱・調理等の改変を行いません。

（第三者損害への対応）

- ・第三者からの苦情、事故の申告があった場合は、本市が一次対応窓口となり、3開庁日以内に提供者へ通知します。
- ・協賛物品により第三者に損害が生じたとき、当該損害が協賛物品にかかる本市の保管、管理、配付、取扱義務違反に起因する場合は、本市がその責任を負います。
- ・当該損害が協賛物品の製造・設計・表示上の欠陥、法令不適合等、提供時点の協賛物品の瑕疵に起因する場合は、提供者がその責任を負います。
- ・損害原因が不明又は双方の要因が疑われる場合は、本市及び提供者は、被害拡大防止と第三者救済を優先した上で協力して対応し、責任分担及び費用負担は協議の上確定させます。

（その他）

- ・この他の事項については本市と提供者の協議の上、決定します。